令和3年度 柏崎市立北条中学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条で、

「児童(生徒)等に対して、当該児童(生徒)等が在籍する学校に在籍している等当該児童(生徒)等と一定の人的関係(※1)にある他の児童(生徒)等が行う心理的又は物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童(生徒)等が心身の苦痛を感じているもの」

とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様(※3)があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性(※4)に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、 塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該 児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ※3 具体的ないじめの態様の例
 - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※4 被害性の具体例

- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを 知らず、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児 童生徒へは法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・ 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐ加害者に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による処置も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当する。

(※1~※4は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による)

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれ のあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員 で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒は、いじめを行ってはならない。」(いじ めの禁止)とされている。

そして、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、いじめ問題に全く 無関係で済む生徒はいない。」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組 むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対 策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童(生徒)等の保護者、地域住民、児童相談所 その他の関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むととも に、当該学校に在籍する児童(生徒)等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に これに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策推進法第22条)

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、その他の関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

※ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、 複数の目による状況の見立てが可能である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断 は組織的に行うことが必要であり、当該組織が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、 教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個 人で判断せずに、直ちに全てを当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報 は、複数の教職員に共有化を図る。なお、教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、 いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 分かる授業づくり

生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。→ 職員研修

(2) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、 教育活動全体を通じて指導する。 → 道徳教育・人権教育、同和教育

(3)特別活動の充実

生徒自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるような生徒会活動及びそれらに対する支援・働き掛けを行う。 → いじめ見逃しゼロスクール集会

(4) 体験学習の充実

他者と関わり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。 \rightarrow 総合的な学習の時間・学校行事

(5) 学級経営の充実

学級活動に、互いの良さを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。 → 道徳教育、学級活動

(6) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策 全校生徒のインターネットやSNSの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。 → 親子学習会(PTA教養部)、学校保健委員会

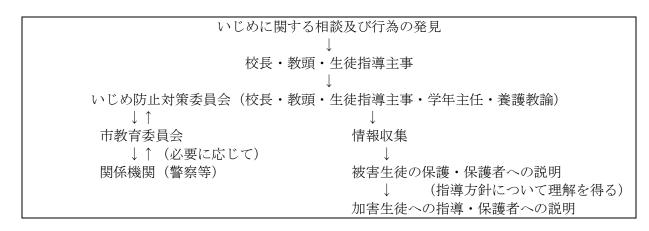
4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施
 - いじめを早期に発見するために、月に1回生徒に対するアンケート調査を実施し、職員間の情報 共有を図る。
- (2) 教育相談の実施
 - 定期的な教育相談期間を設けて、全校生徒を対象とした教育相談を一人一人丁寧に実施する。その際、学級や部活動など、各集団でいじめに発展しそうな様子はないか、積極的に情報収集する。
- (3) 生活記録ノートの活用 生活記録ノートを活用して、生徒の悩みや精神状態等を把握することに努めるとともに、生徒及 び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。
- (4) 教職員の情報の共有と共通理解

教職員は、授業、部活動、清掃活動等の様々な場面で得た情報を、校長、教頭、生徒指導主事、各学年担当、養護教諭(相談員、スクールカウンセラー)で構成する週1回実施する生徒指導部会で共有する。その後話し合われた内容を生徒指導だよりとして発信することで、全職員が情報を共有し、有事の際には全職員で対応にあたる体制をつくる。

5 いじめに対する早期対応と事後指導の継続

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるいじめについては警察署等と連携して対処し、生徒の生命、身体、 又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求め る。



(6) いじめが解消した後、1週間、1か月、3か月を目途に、本人・保護者に状況の確認をする。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
 - ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合

など

- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。
- ③ その他の場合

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を中核に、教育委員会の指導・支援を受けて、直ちに初期調査を実施する。初期調査に当たっては、以下の事項に留意する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた 生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に 提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措 置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - いじめを行った生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・ いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰 の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けた児童生徒の入院や 死亡などの場合)
 - ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ 調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、 適時・適切な方法で説明する。
 - ※ 他の生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めた状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ※ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る ことを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。
- ※ いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害者の安全・安心を確保する責任を有する。

8 保護者・関係機関等との連携と教職員研修

(1) いじめ防止等に関する保護者学習会(説明会)の実施

学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者から協力を得たいことなどを学習(説明) する機会を設け、保護者の意識向上を図る。

- (2) 関係機関等との連携
 - 警察、児童相談所、教育委員会、柏崎市教育センター、民生委員・育成委員・主任児童委員等 との連携を図る。
 - 中学校区(保小中)の連携を強化する。
 - 地域コーディネーターとの連携を強化する。
- (3) いじめ防止等に関する職員研修の実施

いじめの防止等(いじめの未然防止・早期発見・早期対応)に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

9 いじめ防止の年間計画

いじめ防止対策委員会が中核となって行う会議、校内研修等の開催時期や、教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

10 学校評価と基本方針の検討

学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況(アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況)を評価項目に位置づける。

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の改定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

11 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

<『いじめ防止基本方針』に関する年間活動計画> ◎は通年の活動

月	学校行事等	職員の動き	生徒の動き	保護者・地域住民の動き
4	○入学式 ○PTA総会	○生徒理解の会 各学年(特に新入生)の配慮す べき生徒の情報を共有する。 ○職員会議 『北条中学校いじめ防止基本方 針』について話し合い、共通理解 を図る。 ○PTA総会 保護者へ『北条中学校いじめ防止基本方針』を説明する。 ②生徒指導部会(いじめ防止対策委員会)を週1回実施し、『生徒指導だより』を基に、生徒の現状と課題について話し合う(通年)。 ③人権や生徒指導的配慮を意識した授業の展開 ※授業を第一に考え、全ての授業において通年で実施する。	○年間の目標と計画作り○学年等の組織作り○学年のルール作り⑥あいさつの充実(通年)⑥縦割り活動の充実(通年)	 ◎いじめ見逃しゼロ県民運動の実施(通年) ◎学校と連携した小中一貫教育の推進(通年) ○いじめ防止対策の理解(PTA総会) ○オープンスクールで生徒の様子を見守る。
5	○北条地区 教員会 ○生徒総会 ○いじめ見逃 しゼロスク ール集会①	○北条地区教員会 児童生徒に関する情報交換を小中で行う。○教育相談 学級担任による生徒の個別面談を行う。	○心のアンケート ○生徒総会 生徒会として、『いじめ』 に関して「しない、させない、見逃さない」という会 勢を明確に示し、『北条神宣言』を活用する。 ○いじめ見逃しゼロスクール集会① 学級討議で、いじめを見 逃さないための学級のの 組を考え、スクール集会① で発表する。	○オープンスクールで生徒の様子を見守る。○いじめ見逃しゼロスクール集会①への参加
6	○前期中間テスト○上越地区各種大会	○授業公開(同和教育)人権に関する授業を、各学年で実施する。	○心のアンケート※人権に関するアンケート	○オープンスクールで生徒 の様子を見守る。 ○上越地区大会の支援
7	○個別面談 ○夏季休業 開始	○個別面談 学級担任と保護者による面談を 通して、生徒理解(家庭での学習、 生活など)を図るとともに、生徒 の課題について一緒に考える。 ○生徒理解の会 各学年の配慮すべき生徒につい ての情報を共有する。	○心のアンケート	○オープンスクールで生徒の様子を見守る。 ○県大会、地区吹奏楽コンクールへの支援 ○個別面談での情報共有、支援の共通理解
8	○夏季休業	※ 長期休業後の生徒の様子を観察 し、必要に応じて電話連絡や家庭 訪問を行う。		○長期休業中の家庭・地域での健全育成○上位大会への支援○PTA奉仕作業への参加
9	○体育祭○北条地区教員会○前期期末テスト	○北条地区教員会 児童生徒に関する情報交換を小 中で行う。	○心のアンケート	○オープンスクールで生徒の様子を見守る。○体育祭活動への支援○PTA育成部活動①(十五夜まつり巡視)

	○柏刈駅伝			○柏刈駅伝大会への支援
10	大会 ○柏刈新人 各種大会 ○前期終業式 ○後期始業式 ○玲瓏祭	○授業公開(同和教育)人権に関する授業を、各学年で行う。	○心のアンケート※人権に関するアンケート	○オープンスクールで生徒の様子を見守る。○新人各種大会への支援○玲瓏祭への支援
11	○後期中間 テスト ○いじめ見逃 しゼロスク ール集会② ○生徒会 役員選挙	○教育相談 学級担任による生徒の個別面 談を行う。	○心のアンケート ○いじめ見逃しゼロ スクール集会② いじめ見逃しゼロスク ール集会①で話し合った ことを振り返り、②で発表 し、『いじめ』について考え る場を設定する。	○オープンスクールで生徒の様子を見守る。○いじめ見逃しゼロスクール集会②への参加
12	○個別面談 ○冬季休業 開始	○個別面談 学級担任と保護者による面談を 通して、生徒理解(家庭での学習、 生活など)を図るとともに、生徒 の課題について一緒に考える。 ○生徒理解の会 各学年の配慮すべき生徒につい ての情報を共有する。 ○授業公開(同和教育) 人権に関する授業を、各学年で 行う。	○心のアンケート※人権に関するアンケート	○オープンスクールで生徒 の様子を見守る。 ○個別面談での情報共有、 支援の共通理解
1	○冬季休業 ○3年後期 期末テスト ○3年進路 面談 ○新入生体験 入学	※ 長期休業後の生徒の様子を観察する。○新入生体験入学新入生の様子を観察し、次年度の生徒理解につなげる。	○心のアンケート ○新入生体験入学の準備 新入生体験入学の準備 を生徒が行い、新入生の不 安を軽減する。	○オープンスクールで生徒 の様子を見守る。
2	○北条地区教員会○生徒総会○1・2年後期期末テスト○新入生情報交換会	○北条地区教員会 児童生徒に関する情報交換を小中で行う。○教育相談 学級担任による生徒の個別面談を行う。○新入生情報交換会 新入生に関する情報を引き継ぎ、新年度の生徒理解につなげる。	○心のアンケート ○生徒総会 生徒会として、『北条絆 宣言』に関しての年度の総 括を発表する。	○オープンスクールで生徒 の様子を見守る。 ○入学説明会への参加
3	○卒業式 ○修学旅行 ○後期終業式 ○年度末年度 始休業		○心のアンケート	○卒業式への参加

〇 学校電話番号 0257-25-3209

<新潟県のいじめ相談>

いじめ等の問題で悩む生徒や保護者等の相談に応じる機関です。学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。

〇 新潟県いじめ相談電話 025-526-9378

0258-35-3930 0254-26-7509

〇 24 時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (ナヤミイオウ)

※ 全国どこからでも24時間、近くの相談員につながります(PHS, IP電話からはつながりません)。

<県立教育センターのいじめ相談>

長期的な面接相談にも応じます。

☆ 電話相談 9:10~16:00 (土・日・休日を除く)

〇 悩みごと相談テレフォン 025-263-4737

☆ 来所相談・電話相談 9:00~17:00 (土・日・休日を除く)

〇 県立教育センター教育相談 025-263-9029

<市立教育センターこころの相談支援>

いじめ、不登校、発達障害、こころの不調など心理・教育相談を行う係です。

☆ 電話番号 0257-32-3397

<法務局いじめ相談>

いじめ、体罰、虐待、差別など、人権に関する問題全般の相談期間です。人権擁護委員、法務局職員がお話をお聞きします。相談内容によっては、人権侵犯事件として調査などを行います。

☆ 電話・面接・文書相談 8:30~17:15 (土・日・休日を除く)

- みんなの人権 110 番 全国共通 人権相談ダイヤル 0570-003-110
- 〇 柏崎支局 0257-23-5226
- 〇 子どもの人権 110番 0120-007-1100
- 〇 女性の人権ホットライン 0570-070-810

<警察のいじめ相談>

非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。

☆ サポートセンター 8:30~17:15(土・日・休日を除く)

☆ 警察署 9:00~17:45 (土・日・休日を除く)

- 〇 長岡少年サポートセンター 0258-36-4970
- 〇 柏崎警察署 0257-21-0110

<児童相談所の相談>

18 歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

☆ 子ども・女性電話相談 9:00~22:00 (年中無休)

- 〇 子ども・女性電話相談 025-382-4152
- ☆ 電話・面接(予約制) 相談は8:30~17:15(土・日・休日を除く)
 - 〇 長岡児童相談所 0258-35-8500